

奈良県告示第四百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地すべりである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月六日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
王寺町清水谷（大〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづくり推進課
王寺町元町（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所 及び王寺町役場まちづくり推進課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。